



HELLO, NEW CITY.

新しいまちの暮らし

スーパースマートシティうつのみや始動

住めば
愉快だ
宇都宮
UTSUNOMIYA

医療的ケア児在宅レスパイト事業の実施について

県内初

令和4年10月26日

医療的ケア児の家族への新たな支援事業を開始します！

～医療的ケア児を見守る家族にもレスパイト（休息）を～

たん吸引や人工呼吸器の使用など、日常生活において医療的処置やケアを必要とする医療的ケア児は、主に家族が在宅で介護しています。

そのため、医療的ケア児とその家族を地域で支えるサービスとして、訪問看護ステーション等の看護師が、家族の代わりに介護を提供し、家族の休息時間の確保や介護負担の軽減、きょうだい児（※）と過ごす時間の創出を目的とする「在宅レスパイト事業」を開始します。

（※）「きょうだい児」とは障がいある児童の兄弟姉妹のこと

○ 名称

宇都宮市医療的ケア児在宅レスパイト事業

○ 対象者

市内在住の医療的ケアを必要とする18歳までの児童（※）の介護を行っている家族

※ 18歳到達後、最初の3月31日まで対象

○ サービス内容

- ・ 医療的ケア児の家族が利用している訪問看護ステーション等の看護師が、対象者の自宅において医療的ケアをともなう介護を提供
- ・ 1日あたり、1時間以上～4時間以内、年間48時間を上限（※）
- ※ 年度単位とし、令和4年度は20時間を上限
- ・ 医療保険が適用される訪問看護と併用が可能

【利用例】医療保険と本事業の併用で3時間の休息時間の確保

医療保険適用分 (1時間30分)	医療的ケア児在宅レスパイト適用 (1時間30分)	3時間の 休息等
---------------------	-----------------------------	-------------

- ・ 利用者の自己負担はなし

※ 医療保険適用分についても、こども医療費等により自己負担はなし

○ 事業開始日

令和4年11月1日

裏面あり

<問い合わせ先> 子ども部 子ども発達センター 所長 大橋 憂子(028-647-4721)

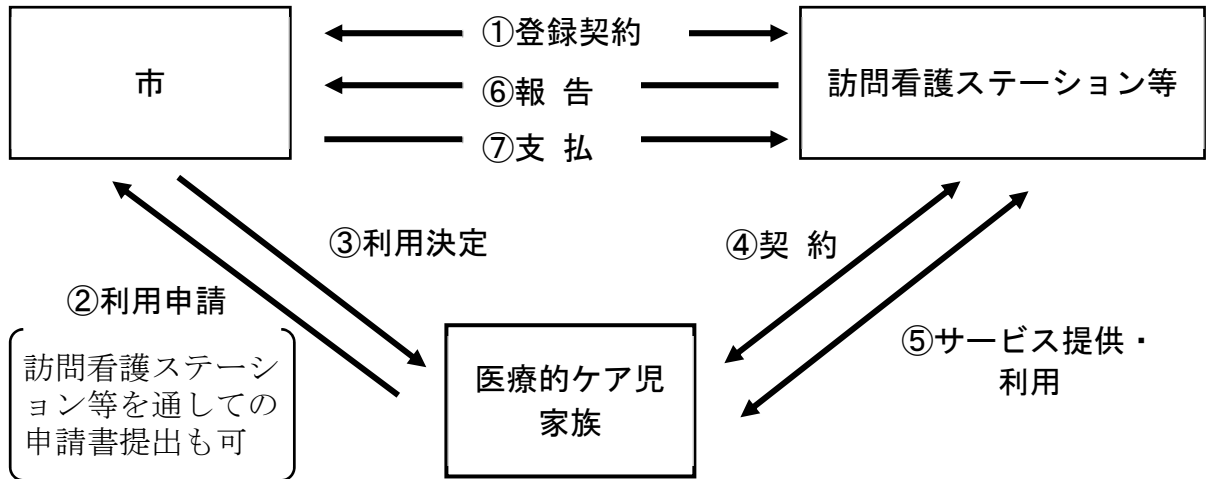


HELLO, NEW CITY.
 新しいまちの暮らし
 スーパースマートシティうつのみや始動



<参考>

○ 申込の流れ



○ その他、医療的ケア児が利用可能な主なサービス

事業名		事業概要	
1	重症障がい児者医療的ケア支援事業	・障がい者施設等において、日中における活動の場を提供し、見守りを行うサービス ・実施か所：10か所	施設利用
2	短期入所	・在宅で介護している方が病気の場合などに、施設に短期間宿泊し、介護等を行うサービス ・実施か所：13か所	
3	居宅介護 (ホームヘルプ)	・ヘルパーが訪問し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス ・事業者数：61事業者	在宅
4	訪問入浴サービス	・自宅での入浴が困難な場合に、浴槽を自宅に持ち込み、入浴の介護を行うサービス ・事業者数：3事業者	
5	移動支援事業	・屋外で移動が困難な場合に、外出のための支援を行うサービス ・事業者数：43事業者	その他

<問い合わせ先> 子ども部 子ども発達センター 所長 大橋 憂子(028-647-4721)